

紀美野町第5回臨時会会議録

令和2年10月26日（月曜日）

○議事日程（第1号）

令和2年10月26日（月）午前9時00分開議

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 会期の決定について |
| 第 3 | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第72号 令和元年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 第 5 | 議案第73号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 第 6 | 議案第74号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 第 7 | 議案第75号 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 第 8 | 議案第76号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 第 9 | 議案第77号 令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 第10 | 議案第78号 令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 第11 | 議案第79号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 第12 | 議案第80号 令和元年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について（委員長報告） |
| 第13 | 議案第90号 工事請負契約の締結について |
| 第14 | 閉会中の継続調査の申し出について
（議会運営委員会） |

○追加議事日程（第1号の追加1）

第 1

閉会中の継続調査の申し出について
(総務文教常任委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 4 まで

追加日程第 1

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

2 番 廣 瀬 隆 一 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君

消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 将 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	坂 昌 美 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	(山 本 訓 永) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員から欠席届が出ていますので報告します。

ただいまから令和2年第5回紀美野町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番、田代哲郎君、7番、西口 優君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から調査結果の報告を願います。

議会運営委員長、上柏皖亮君。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏皖亮君） 皆さん、おはようございます。

去る10月22日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日1日限りとし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本臨時会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 7 2 号 令和元年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
（委員長報告）

◎日程第 5 議案第 7 3 号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出算
の認定について（委員長報告）

◎日程第 6 議案第 7 4 号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入
歳出決算の認定について（委員長報告）

◎日程第 7 議案第 7 5 号 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について（委員長報告）

◎日程第 8 議案第 7 6 号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告）

◎日程第 9 議案第 7 7 号 令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計
歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

◎日程第 1 0 議案第 7 8 号 令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について（委員長報告）

◎日程第 1 1 議案第 7 9 号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告）

◎日程第 1 2 議案第 8 0 号 令和元年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び
決算の認定について（委員長報告）

○議長（伊都堅仁君） 日程第 4、議案第 7 2 号、令和 2 年度紀美野町一般会計歳
入歳出決算の認定についてから、日程第 1 2、議案第 8 0 号、令和元年度紀美野町上水
道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてまで、9 議案を一括議題とします。

本決算の認定について、委員長から審査経過及び結果を報告願います。

決算審査特別委員長、上柏皖亮君。

（決算審査特別委員長 上柏皖亮君 登壇）

○決算審査特別委員長（上柏皖亮君） 先の定例会における、９月１５日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されました、議案第７２号から議案第８０号までの、令和元年度決算関係９議案につきまして、去る１０月２日及び８日の２日間にわたり、慎重に審査を行いました。審査の経過については、議長、監査委員を除く１０人全員で構成された特別委員会であることから、詳細は省略させていただきます。

結果といたしましては、議案第７３号、第７４号及び第７６号から第７９号までの６件については全会一致をもって、また、議案第７２号及び第７５号の２件については賛成多数をもって、いずれも認定すべきものと決し、議案第８０号については、全会一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。

最後に、さらに厳しい行財政環境が続くことが想定される中、執行部におかれましては、本年度予算の適正な執行と令和３年度の予算編成に取り組んでいただきますようお願いし、報告を終わります。

（決算審査特別委員長 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから、議案第７２号から議案第８０号まで、委員長に対する一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第７２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

６番、田代哲郎君。

（６番 田代哲郎君 登壇）

○６番（田代哲郎君） おはようございます。議案第７２号、令和元年度一般会計決算認定についての反対討論を行います。

この決算の認定に反対する理由は、三つあります。

一つは、例年のように県防衛協会に１万５,０００円が支出されていることです。質疑でも述べたように、全国防衛協会連合会が７月に防衛省に提出した防衛問題に関する要望書では、国防に関する技術が欠落している憲法をできるだけ速やかに改正して、国防の中核たる自衛隊の位置づけを明確化することを要望しますと憲法の改正を求めています。

防衛協会は、民間の団体でありますから、政府に憲法の改正を求めることは自由です。

しかし、憲法第 99 条は、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務には、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うとなっています。したがって、憲法の改正を唱える団体への補助は憲法に反しています。

また、総務費の戸籍住民基本台帳費には、通知カード個人番号カード関連事務負担金 121 万 9,600 円が計上されています。マイナンバーシステムは個人のプライバシーを侵害する制度として一貫して反対してきました。菅政権はデジタル化を目玉政策に掲げ、マイナンバーカードの普及を鍵としています。マイナンバーと銀行口座のひもづけも検討されています。マイナンバーが多くの個人情報と結びつきます。銀行や電子決済サービス事業者が顧客のお金を守るという最低限の安全対策すらできていない下で不安が募るばかりです。

さらに、歳入の総務費、国庫委託金に自衛官募集事務委託金 2 万円が計上されています。今の自衛隊は、災害救助と専守防衛に携わるだけでなく、安全保障法制の下で海外の戦地派遣されることが絶対にないとは言いきれません。したがって、本決算はほかに問題が見当たりませんが、その認定には反対いたします。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第 72 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 72 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 72 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第 7 3 号に対し討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第 7 3 号を採決します。

議案第 7 3 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 3 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第 7 4 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第 7 4 号を採決します。

議案第 7 4 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 4 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第 7 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6 番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○6 番 (田代哲郎君) 議案第 7 5 号、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人だけを切り離して別勘定にし、医療費が増えれば増えるほど負担の増える痛みを高齢者に自覚させるところに根本的な問題があります。制度発足当初から、命に年齢で差別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであるとして、制度の廃止を求めてきました。制度発足以来、多くの高齢者が不服審査請求を提出し、陳情を重ねています。75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料に跳ね返る仕掛けになっており、まさに高齢者が早く死ねと言わんばかりの仕組みです。消費税増税による物価の大幅な値上げと社会保障の一体改革で年金は下がり続けています。介護保険料などとともに、負担増は幾重にも重なる中で、高齢者の皆さんは不安の中で暮らしています。長生きすることが許されないとでもいうような高齢者への仕打ちはあまりにも非道であり、孤立し、介護殺人という悲しい事件も後を絶たない実情です。高齢者の人権と尊厳が大切にされることを願ってやみません。したがって、制度の廃止を求める立場から、令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） ほかに反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第75号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第75号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第76号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。

議案第76号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第77号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第77号を採決します。

議案第77号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第78号に対する討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第78号を採決します。

議案第78号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第79号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第79号を採決します。

議案第79号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第80号に対する討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。

議案第80号に対する委員長報告は可決及び認定とするものです。

委員長報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時18分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時49分)

◎日程第13 議案第90号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第13、議案第90号、工事請負契約の締結について
(令和2年度美里の湯かじか荘新館省エネルギー化改修事業)を議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

併せて、議案説明資料も御覧いただきたいと思います。

議案第90号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年10月26日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の内容でございます。

契約の目的。

令和2年度美里の湯かじか荘新館省エネルギー化改修事業。

契約方法につきましては、公募型企画提案方式による随意契約。

契約金額は1億4,630万円。

契約の相手方は、大阪府吹田市江坂町1の12の28、大昇ビル7階、キングランリ
ニューアル株式会社関西支店、支店長、権田智宏。

この事業につきましては、既存建築物省エネ化推進事業補助金を活用し、美里の湯か
じか荘新館の設備更改による高効率化を実現すると同時に、老朽化した施設の改修等
を行う事業でございます。

事業内容につきましては、天井裏断熱処理、複層ガラス施工、空調設備改修、照明設
備改修、給湯設備改修、厨房設備改修、建具等改修、浴室屋根改修、ろ過設備改修等

ございます。

契約方法の公募型企画提案方式による随意契約は、複数の事業者から企画提案を提出してもらい、提案内容を審査し、業務遂行能力や提案内容が最も優れたものを契約候補者として選定するものであり、今回の事業におきましては、競争性及び公平性を一層高め、より広く事業者からの提案を求めるという観点から、公募型企画提案方式で行ったものでございます。その結果、2事業者から応募があり、その中から国土交通省の補助事業である既存建築物省エネ化推進事業補助金の趣旨を理解し、省エネルギー化事業の実績もあるとともに、専門的な知識を有し、美里の湯かじか荘の改修に際しても適切な事業の遂行能力が最も優れたキングランリニューアル株式会社関西支店を契約の相手方とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第90号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) すみません。省エネの効果っていうんですかね、1億四千何ぼかけて、省エネの効果っていうのは当然耐用年数もあると思うし、耐用年数と年間の大体省エネ効果っていうのはどの程度見込んでいますか。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) ただいまの西口議員の御質疑にお答えをいたします。

省エネ事業ということで省エネ効果ということで、今回ですね、建物全体に対する省エネの率といいますのが、33.7%、年間エネルギーコスト削減予想金額は約370万円、年間約370万円の削減を見込んでございます。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 年間370万円ということになると、耐用年数との兼ね合いは1億4,630万っていうのをペイできるという勘定になるんですかね。大体の当然これも耐用年数ということもあろうかと思うんですけど、その辺の兼ね合いはどうでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 西口議員の再質疑にお答えをいたします。

耐用年数とかに関連しまして、この金額でペイできるのかという御質疑だったかと思うんですが、なかなかペイっていうのはやはり1億四千何がしかけて年間370万円のコストダウンということで、ペイするにはかなり年数はかかります。ただ、通常であってもですね、改修費用とか云々っていうのはもう必要となつてございますので、年間370万円のコスト削減ではありますけども、これは十分に効果があるというふうに考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

9番、向井中洋二君。

（9番 向井中洋二君 登壇）

○9番（向井中洋二君） すみません、1つだけお伺いします。

プロポーザル方式を採用されたということですが、このことについてですね、分離発注っていうようなことでまた削減、価格の削減に努めるという考えはなかったのか、お伺いをします。

（9番 向井中洋二君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、向井中議員の御質疑にお答えをいたします。

今回の事業につきまして、分離発注はできなかったのかということでございます。

分離発注をいたしますと、逆にコストが上がると、経費の観点からコストが上がるといふことや、複数の業者が入るといふことで、1か所でかじかの1か所で工事をしていくといふことで、各工事の調整ですね、工程等の調整に時間を要するということもあり

ましたので、今回分離発注はできなかったと、しなかったということでございます。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 9 番、向井中洋二君。

○9 番 (向井中洋二君) 分離発注すれば、コスト削減が努められないっていう、これはやってみなければ分からないことだと思うんです。その中で、やっぱり今まで町として、地元業者の育成ということで力を入れてきたわけですから、もう少しその部分も含めてですね、考えることはあったのではなかったのかと私はと思いますが、もう一度お答えください。

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 向井中議員の再質疑にお答えをいたします。

地元業者、町内業者の方をということなのですが、今回、先ほど言いましたように、分離発注するとコストが上がるということ等々の理由から一括発注ということでやったわけなのですが、町内業者の方にもですね、この業者が協力を依頼するという、依頼していくという予定であるというふうには聞いてございますので、何かしら町内業者にも恩恵が出てくるというふうには考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

5 番、七良浴 光君。

(5 番 七良浴 光君 登壇)

○5 番 (七良浴 光君) 今、2 名の方からいろんな質疑あったんですが、私はこの省エネルギー化事業の実績のある業者で、指名競争入札をできなかったのかどうか。その公募型プロポーザル方式を取らざるを得ないという理由があったのかどうか、その理由があればそれを示していただきたい、このように思います。

なぜそれを言うかということ、提案上限額が1億3,614万で、提案価格、業者の提案価格が1億3,400万ということで、率にすると98.428%という、大変金銭的には高いように考えます。提案型というのであるが故に、逆にこういう高い率での金額になったのではないかなと、このように思いますが、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上、2 点、よろしくお願いします。

(5 番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 七良浴議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、プロポーザルで行った理由というのは何かあるのかということなんでございますけども、今回の既存建築物省エネ化推進事業補助金の補助制度を理解した上での期日選定とかですね、設計施工の一貫した監理が必要であったということ。それから、補助事業に係る報告業務に関して補助元である国からの質疑への対応が必要であり、報告内容と施工業務の両方を把握しておく必要があるということであったこと。それから、必要であるために同一であることが望ましかったということですね。それから、また補助事業に対応した省エネ率等の責任の所在の一元化を図るために、今回公募型企画提案方式で行ったものでございます。

それから、この請負率といいますか、提案の上限額と今回の提案価格が1億3,400万円ということで、その率にしまして98.43%ぐらいの率になるかと思うんですけども、この額につきましては、これで見積もっていただいたということでもっと安くできなかったのかというのは結果的な話でございますので、結果、この額で提案をしていただいたと。それから、その後ですね、再度交渉しまして、100万っていうのを減額をしていただいて、最終契約額が1億4,630万ということで最終的には97.69%の率で契約をしたいというものでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 5 番、七良浴 光君。

○5 番 (七良浴 光君) 今、説明を受けましたが、やはり全国にはこういった国土交通省の補助事業である省エネ化推進事業の事業を請け負った業者はこの業者1社ではないと思いますので、そういうところに指名をして入札をすると、経験ある会社で入札をするというような考えはなぜ持たれなかったのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 七良浴議員の再質疑にお答えをいたします。

なぜ指名しなかったのかということでございます。全国でその省エネ化事業やってい

るところっていうのはかなりあるとは思いますが、ただ、それを一つ一つちょっとチェックをしてですね、ピックアップするっていうのはちょっとかなり困難なことだと思いますし、それで今回公募型ということで一般的にもホームページでお知らせをしてですね、全国的に募ってその中からこの結果、2業者が参加していただいたということでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 事務が大変だったと言わんばかりの話に聞こえたんですが、やはりそれであれば指名競争入札でなくとも一般競争入札として大々的に皆さん方に公募をかけるというようなやり方もあったのではないかと、このように考えますが、そういうことをしていくことによってやはり業者そのものが切磋琢磨してできるだけ価格も低く抑えていけるのではないかと、こういうような考え方をするんですが、その点について再度お聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 七良浴議員の再々質疑にお答えをいたします。

確かに一般入札という方法もございますけども、今回ですね、一応今回の指名業者といますか、今回の分につきましては、指名願が出ている業者数っていうのが一応この省エネ化をやっている事業所数っていうのがこの2社しかちょっと確認が取れなかったということでございます。一般競争入札にすると、これがまた審査とかですね、そういったものがこれはまた事務的な話にはなってくるんですが、かなりの膨大な事務量でございまして、今後この分についてはまた検討必要かと思うんですが、現在のところ指名競争入札もしくはプロポーザル方式の指名業者を参考とした公募型のプロポーザル方式という形でちょっと行っていってございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 今、それぞれ向井中議員、それから七良浴議員というふうに質疑があったんですけども、この提案についてですね、一つにはそういうふうに全国の業者の中でええ業者がないかというふうに見るのも一つの方法でしょうけれども、

もう一つの点ではですね、近くの業者のほうが後の点での問題がしやすいと、そういうふうなことも考えられるわけですね。今、今回はキングランリニューアルという会社と、それからバンドーですか、この２社がこの入札に関わったということであるわけですが、いますけれども、それでですね、この２社のね、違いですね、値段は２５０万ほど入札価格というんですか、この辺のところはこの式でいうと難しいんでしょうけれども、その価格だけでいえば２５０万の違いがあると、違う、２０５万ですか。あとですね、どういうふうな違いがあったのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それからですね、この提案であるのが、初め説明のあったように、省エネ化とかですね、あとドアとかそういうもののことについてのみであったようでありますけれども、今後、今ある本館が取り除かれるということが前提にあるわけですね、そういった場合にこの施設、例えばですね、トイレがこの奥のほうにしかない、これは恐らく宿泊を前提に初めに考えられてこういう設計の建物になったんだと。今までは本館があったがために、本館があって、本館でレストランということも考えられたわけですが、それが取り除かれた場合に、ここにある現代の建物のレストランを使ってお客に入ってもらおうと。そうなった場合ですね、非常にこのトイレがですね、普通食事をするところの近くにあるのが普通だと思うんですが、そういうようなこと等についてはですね、考えておられなかったのか、その辺のことについては今後はどういうふうと考えられるのか、少しちょっと外れますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

(11 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、１点目でございます。

この２業者ございますけれども、その違いは何だったのかという御質疑だったかと思えます。

違いといいますか、やはり国土交通省の補助事業である省エネ化事業ということに関しての実績がですね、このキングランリニューアルのほうはるかに優れていたという点がまず１点ございます。

それから、国土交通省の既存建築物省エネ化推進事業の内容を十分に把握していると

というのがやはりキングランリニューアルさんのほうが把握が大きかったということと、やはり最終的には参考見積価格ですね、価格が安かったということが最終的な採点の結果となってございます。

それからもう1点、トイレの位置なんですけど、現在本館取り壊すということの計画を進めているところなんですけども、新館につきましては、レストランがございまして、現在のちょうど宿泊棟とですね、レストラン棟の間ぐらいにあるということになってございます。ただ、この位置につきましては、両方から利用できるということで最短の場所ということで適正な位置を考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 一応そのお話ではですね、答弁ではこのキングランリニューアルですか、こっちのほうが省エネに対しての考え方っていうんですか、そういうふうな設計について詳しいということであつたんで、詳しいということだけですね、具体的にどのようなところがあつたのか、我々そう言われましても、ああそうなんかなっていうだけで終わってしまうことになってしまうんですけれども、それについて何か議会でも理解できるようなものがあるかどうか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

あと、後のことなんでトイレについては考えていただけたというふうに思うんですけれども、実際に今の時代にですね、確かに中間といえば中間でしょうけれども、あまりにも離れているというふうにはお客さんの中には考えられる方もおられるのではないかと、そういうふうに思うんですけれども、その辺も一緒に。これは後のことなんで、仕方がないので、置いときますが。さっきのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再質疑にお答えをいたします。

この実績といいますのもですね、件数ですね、携わっている件数がキングランリニューアルさんのほうがかなり多いということで、そのバンドーさんよりははるかにその実績数が多いということでありますので、ちょっと何件っちゅうのは、ちょっと今、手元に資料がないんですけれども、ということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） 3 点ほどお聞きいたします。

まずですね、1 点目ですが、応募者キングランリニューアル株式会社関西支店とバンドー設備工業株式会社、それぞれの得点が 5 0 0 点中 3 5 6 点と 3 4 3 点ということでありますけれども、この得点を算出するに当たっての評価項目というのはどんなものがあるのかということをお教えください。

2 点目ですけれども、最終的にキングランリニューアル株式会社関西支店を選んだということでありまして、この会社、非上場ということで、この会社の経営健全性の判断はどのように行ったのかということをお聞かせください。

最後にですね、これは国土交通省の補助事業ということでやられるということですが、国からの補助金、契約金額税込みで 1 億 4, 6 3 0 万円、この中で国からの補助金がどれだけ出るのか、町の実質負担はどれだけなのかということをお聞かせください。

以上です。

（1 番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、桐山議員の御質疑にお答えをいたします。

まず 1 点目です。この評価の項目でございます。

評価項目につきましては、全部で 1 0 項目ということから構成をされてございます。まず、会社の能力ということで適切な業務提供できる会社かどうかということ、それから事業を遂行するに当たって、最低限の財務能力等を有しているかと、それからあと業務実績としましては、施工実績ですね、実績がどこであったのかということ、それから技術者の能力として、技術者の業務実績がどうであったかということ、それから本業務の理解度として、国の補助事業の趣旨を理解して、確実に交付要件を達成できるのかということ、それから作業工程において、補助金のスケジュールに合っているかというこ

と、それから改修前と比較して、省エネ化の効果は十分かということ、それから導入後の監理やフロー等についての体制は十分かということ、それから業務の見積額の、参考見積額ですけども、見積額がどうであるかということと、あと説明力としてプロポーザルのときに論理的な説明ができているかどうかということに基づいて評価をさせていただきます。

それから、この会社の、２点目のですね、健全性の判断ということで、やはりこの会社につきましても、同じような省エネ化事業の工事を多数やっている実績がございますので、それを基に判断をさせていただいたということでございます。

それから３点目のこの補助事業なんですけど、補助事業につきましては、この国費ですね、この補助額につきましては、この全体額に対しまして、税込みで２,４５３万２,０００円のこの補助金がございます。残りですね、１億２,１７６万８,０００円があるんですけども、これにつきましては町費ということで、これにつきましては合併振興基金を充当するというふうに考えてございます。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） １番、桐山尚己君。

○１番（桐山尚己君） 今、３点質疑にお答えいただきましたが、最後のですね、国からの補助金及び町の実質負担ということで、国からの補助金がある程度出るということでもありますけれども、通常の一般企業であれば、この１億５,０００万円弱の設備投資になるわけですね、設備投資になるということは、例えば償却期間を２０年ということに計算をした場合、定額法で計算した場合、月々６０万円強の償却が生じてくるということになります。これは指定管理事業者さんは重々御承知の上で経営に当たってくださる、今までもくださっているというふうに思うんですけども、私が今ここで問いたしたいのは、町としてですね、こういう実態、もちろん補助金はあるけれども、その分だけではなくて、補助金を除いた金額でいろんなそろばん勘定するのではなくて、全体としてこれだけの費用がかかっている、本来であればこれだけの償却が生じるよというふうな認識を町としてしっかり持っていらっしゃるのかどうか、これについて伺いたしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 桐山議員の再質疑にお答えをいたします。

償却のことにつきましては、正直ですね、町としてその償却をどんだけとかっていう

形でちょっと考えているのかと言われますと、ちょっとなかなかそこまで考えづらいという部分もありまして、ちょっと考えるとこまでいってないんですが、結局、より有利な方法ですね、補助金も使いまして、改修していかならんという事実もございますので、なるべく有利な補助額を使ってですね、今回事業を実施したということでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ただいま企画管財課長から償却等のシミュレーションをした具体的な、そういったことは考えていないということでありました。かじか荘についてはですね、当町の活性化の拠点であるというふうに私は考えております。したがって、お金の勘定だけで考えるのではなくて、お金では換算できない付加価値を生み出している拠点でありますから、お金だけで判断しようというものでは決してございませんが、ただし町としては大本の町としては、そういう細かいところまでしっかりと認識をした上でそういう認識を持ってこれだけの一般企業であれば本来であればこれだけの償却、つまり費用は生じているんだという認識を持って事に当たるべきではないかと考えますが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃるとおりですね、このかじか荘いうのは紀美野町におきましても一つの拠点であると、重要拠点やということでですね、その今、上の天文台、ここも大改修をいたしております。それと関連しまして、そしてこのちょうど新館がですね、建設されてから22年たっておりまして、いよいよ空調設備をはじめですね、そうしたものがもう老朽化しているという中で、この際一新をいたしたい。そしてまたやはりそうした整備をして、そうして他町、他県から、星を見ながらですね、また文化センター、これを利用しながら拠点にさせていただくのがかじか荘であろうかと思えます。そうした中で、やはり我々先人のですね、そうした造っていただいた施設、これを守りながらさらに町内の町民の皆さん方が一つの憩いの場になるように、これを重点的に考えていきたい。そうした中で、今回の取組を行ったところでございます。

ただ、コロナウイルスにも突入しまして、ちょっと今休館という格好になっておりますが、収束の暁には、やはりこの3施設、これを拠点にしてそしてそこに町民の皆さん

方の憩いの場ということでこれをやっていきたい、そうした思いで今回大改修を計画したということでございますので、一つそこを御理解いただいてですね、これが省エネルギー対策の補助金を取らなくても改修をしていかねばということに現在もうなっております。そうした中での対応ということでございますので、一つ御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

（「休憩お願いします」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前１０時２８分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２８分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第９０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） この件についてですね、専門的な知識もない一般的な議会の議員としてですので、非常に言うてすることに問題もあるんか分かりませんが、一言申し上げておきたいと思います。

こういう特別な事業であるということで進められてきているわけですが、一般的には先ほどから他の議員さん方からも心配の点から御指摘があったと。できるだけ町内に近いところから業者を選定していくと。町内、県内、そして県外というふ

うな形になってくるんじゃないかというふうに思うんですけども、それですね、普通でしたら設計をつかさどるところが十分なそういうふうな理念でもってですね、設計を行って、それでその下に業者が、工事業者が入っていくと、こういうふうになっていくというふうに思うんですけども、この件についても一貫してこういう特別な公募型プロポーザル方式というふうな形でやられたということでございますが、我々一般的なんで、非常にそんな程度というふうに思われるかも分かりませんが、示されている改修事業の内容見てみましたら、例えば二重サッシとかそれから開閉のドアとかそういうもの等々の工事になっているわけですね、できる限り具体的にまたですね、先ほども意見のあった分割の発注でもこれお金かかるの当然ですよ。非常に効率も悪いんですけども、公共事業ということでできれば町内業者の分離発注とかそういうことも考えていかないといけないと。やはりこういうふうな、一般的感覚ですけども、そういう設計監理のできることを十分に考えてやっていけるものならやってもらいたいと。今後こういうことについてですね、御検討していただきたいということを申し添えてですね、この件に賛成いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第 9 0 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 0 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 4、閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

議会運営委員会の委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

先ほど開催されました総務文教常任委員会の審議の結果について、総務文教常任委員長から県外所管事務調査等に係る閉会中の継続調査の申し出が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１ 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第１、閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

令和２年第５回紀美野町議会臨時会を閉会します。

（午前１０時３４分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年10月26日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 田 代 哲 郎

議 員 西 口 優